

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	3
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	3
8	指名委員の活動実績	3
9	特徴のある事件	3
10	インカメラ	5
11	ヴォーンインデックス	5
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	5

II 情報公開

1	諮問・答申件数	6
2	答申結果の分類	6
3	平均処理期間・審議回数	6
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	8
5	特徴のある事件	8
6	インカメラ	9
7	ヴォーンインデックス	9

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	10
2	答申結果の分類	11
3	平均処理期間・審議回数	11
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	12
5	特徴のある事件	12
6	インカメラ	13
7	ヴォーンインデックス	13

IV	付言の実績	14
----	-------	----

平成 21 年度の調査審議等の状況

(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成 21 年度の諮問件数は 809 件、答申件数は 849 件、未済件数は 664 件となっている。

なお、平成 13 年度から平成 21 年度までの総諮問件数は 7,234 件、総答申件数は 6,281 件となっている。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成 21 年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	726	763	18
独立行政法人等	83	86	13
累 計	809	849	31

[平成 13 年度～平成 21 年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (平成 21 年度末)
行政機関	6,436	5,649	237	550
独立行政法人等	798	632	52	114
累 計	7,234	6,281	289	664

2 答申結果の分類

平成 21 年度に出された答申件数 (849 件) のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの (一部妥当でないとしたものを含む) は、246 件 (29.0%) である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	33 (3.9%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	213 (25.1%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	603 (71.0%)

3 中間答申

平成 21 年度においては、運営規則 24 条 3 項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

4 取下げ

平成21年度における諮問事件の取下げは、合計で31件である。このうち、情報公開関連は28件（行政機関16件、独立行政法人等12件）、個人情報保護関連は3件（行政機関2件、独立行政法人等1件）である。

取下げの理由をみると、全部開示したものは13件、改めて開示決定等を実施したものは1件、不服申立人の自主的な取下げは11件、その他6件となっている。

5 平均処理期間・審議回数

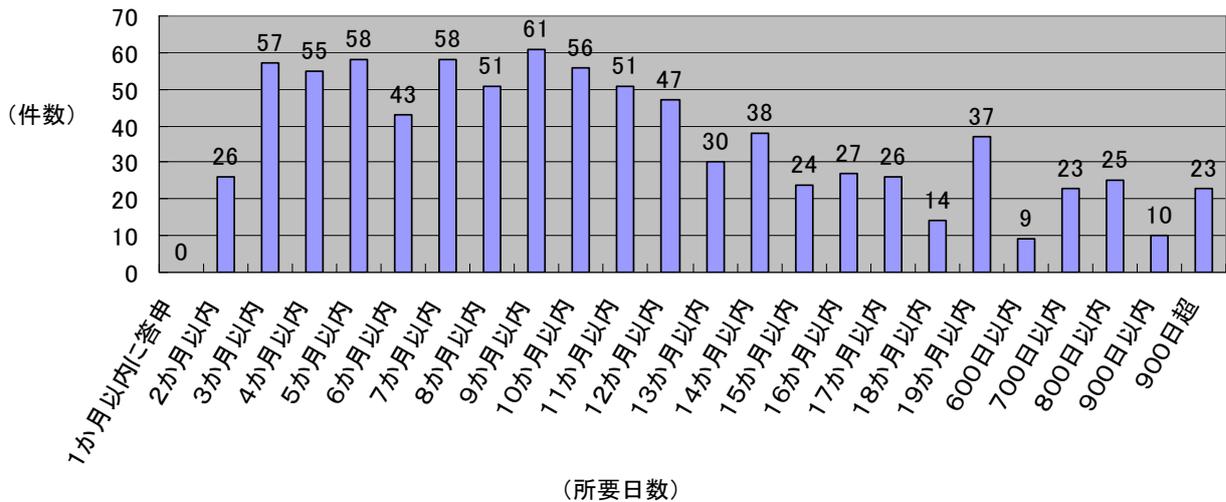
平成21年度の答申（849件）について、平均処理期間は332.5日、平均審議回数は3.0回であり、最短の事件では32日で処理が終了しており（平成21年度（独情）答申8号及び平成21年度（独個）答申17号）、最長の事件では2,079日かかっている（平成21年度（行情）答申第3号）。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、8か月超9か月以内で答申をしたものが最も多く、次いで4か月超5か月以内及び6か月超7か月以内で答申したものとなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	0	0.0
2か月以内	26	3.1
3か月以内	57	6.7
4か月以内	55	6.5
5か月以内	58	6.8
6か月以内	43	5.1
7か月以内	58	6.8
8か月以内	51	6.0
9か月以内	61	7.2
10か月以内	56	6.6
11か月以内	51	6.0
12か月以内	47	5.5
13か月以内	30	3.5
14か月以内	38	4.5
15か月以内	24	2.8
16か月以内	27	3.2
17か月以内	26	3.1
18か月以内	14	1.6
19か月以内	37	4.4
600日以内	9	1.1
700日以内	23	2.7
800日以内	25	2.9
900日以内	10	1.2
900日超	23	2.7

（注）1か月＝30日として集計

答申所要日数



6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	32回
第2部会	34回
第3部会	29回
第4部会	36回
第5部会	32回

7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成21年度の答申(849件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは5件(不服申立人2件、参考人2件、諮問庁の職員1件)であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは93件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。
2 部会又は指名委員による聴取実績である。

8 指名委員の活動実績

平成21年度の答申(849件)についてみると、80件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「設置法」という。)12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成21年度の実績は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の16.2%と最も多く、次に文書・保有個人情報の特定を争う事件が全体の7.2%と多い。

(諮問)

(単位：件，%)

	情報公開	個人情報保護	合計	全諮問件数に占める割合
不存在事件	108	23	131	16.2
存否応答拒否事件	43	4	47	5.8
文書等の特定を争う事件	46	12	58	7.2
適用除外事件	1	4	5	0.6
逆FOIA事件	29	0	29	3.6
行政文書等非該当事件	0	2	2	0.2

(答申)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	114	17	131	情報公開7件，個人情報保護1件
存否応答拒否事件	39	2	41	情報公開3件
文書等の特定を争う事件	33	8	41	情報公開2件，個人情報保護1件
適用除外事件	4	1	5	—
逆FOIA事件	21	0	21	情報公開2件
行政文書等非該当事件	1	4	5	個人情報保護1件

9-1 不存在事件

不存在事件については、平成21年度で131件（情報公開108件，個人情報保護23件）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、131件（情報公開114件，個人情報保護17件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は8件あり、情報公開関連が7件（注1），個人情報保護関連が1件（注2）である。

- (注) 1 平成21年度（行情）答申第84号，平成21年度（行情）答申第100号，平成21年度（行情）答申第280号，平成21年度（行情）答申第457号，平成21年度（行情）答申第470号，平成21年度（行情）答申第488号及び平成21年度（独情）答申第22号
2 平成21年度（行個）答申第24号

9-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成21年度に47件（情報公開43件，個人情報保護4件）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、41件（情報公開39件，個人情報保護2件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で3件（注）である。

- (注) 平成21年度（行情）答申第158号，平成21年度（行情）答申第435号及び平成21年度（行情）答申第546号

9-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成21年度に58件（情報公開46件，個人情報保護12件）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、41件（情報公開33件，個人情報保護8件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは3件あり、情報公開関連が2件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

- （注） 1 平成21年度（行情）答申第304号及び平成21年度（行情）答申第476号
2 平成21年度（独個）答申第25号

9-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成21年度に5件（情報公開1件、個人情報保護4件）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問を含め、5件（情報公開4件、個人情報保護1件）について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

9-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成21年度に29件（すべて情報公開）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問を含め、21件（すべて情報公開）について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で2件（注）である。

- （注） 平成21年度（行情）答申第554号及び平成21年度（行情）答申第557号

9-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成21年度に2件（すべて個人情報保護）の諮問を受け、平成20年度以前の諮問を含め、5件（情報公開1件、個人情報保護4件）について答申を出している。

これら行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、個人情報保護関連で1件（平成21年度（行個）答申第76号）である。

10 インカメラ

平成21年度の答申（849件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは581件となっている。

- （注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

11 ヴォーンインデックス

平成21年度の答申（849件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

- （注） ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理して提出している場合がある。

12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成21年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績はない。

II 情報公開

1 諮問・答申件数

平成21年度の諮問件数は630件、答申件数は712件、未済件数は498件となっている。

なお、平成13年度から平成21年度までの総諮問件数は6,347件、総答申件数は5,592件となっている。

○情報公開関連

[平成21年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	573	658	16
独立行政法人等	57	54	12
累 計	630	712	28

[平成13年度～平成21年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (平成21年度末)
行政機関	5,723	5,105	210	408
独立行政法人等	624	487	47	90
累 計	6,347	5,592	257	498

2 答申結果の分類

平成21年度に出された答申件数(712件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、201件(28.2%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	24 (3.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	177 (24.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	511 (71.8%)

3 平均処理期間・審議回数

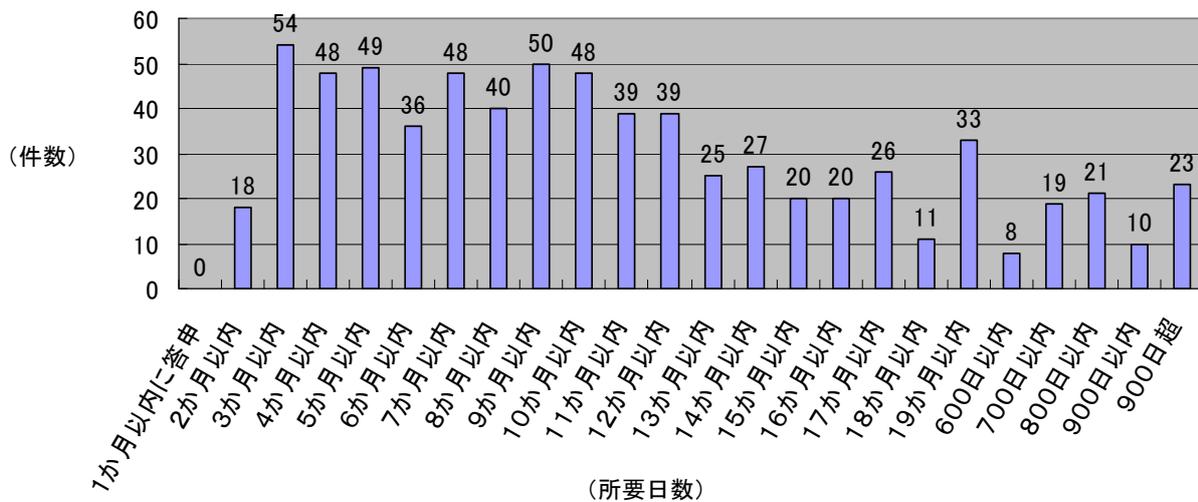
平成21年度の答申(712件)について、平均処理期間は338.8日、平均審議回数は3.1回であり、最短の事件では32日で処理が終了しており(平成21年度(独情)答申第8号)、最長の事件では2,079日かかっている(平成21年度(行情)答申第3号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、2か月超3か月以内で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数 (件)	割合 (%)
1か月以内に答申	0	0.0
2か月以内	18	2.5
3か月以内	54	7.6
4か月以内	48	6.7
5か月以内	49	6.9
6か月以内	36	5.1
7か月以内	48	6.7
8か月以内	40	5.6
9か月以内	50	7.0
10か月以内	48	6.7
11か月以内	39	5.5
12か月以内	39	5.5
13か月以内	25	3.5
14か月以内	27	3.8
15か月以内	20	2.8
16か月以内	20	2.8
17か月以内	26	3.7
18か月以内	11	1.5
19か月以内	33	4.6
600日以内	8	1.1
700日以内	19	2.7
800日以内	21	2.9
900日以内	10	1.4
900日超	23	3.2

(注) 1か月=30日として集計

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成21年度の答申（712件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは5件（不服申立人2件、参考人2件、諮問庁の職員1件）であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは82件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。
2 部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成21年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の17.1%と最も多く、次に文書の特定を争う事件が全体の7.3%と多い。

(単位：件、%)

区 分	諮 問		答 申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	108	17.1	114	7
存否応答拒否事件	43	6.8	39	3
文書の特定を争う事件	46	7.3	33	2
適用除外事件	1	0.2	4	0
逆FOIA事件	29	4.6	21	2
行政文書等非該当事件	0	0.0	1	0

5-1 不存在事件

不存在事件については、平成21年度では108件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、114件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、7件（注）である。

- (注) 平成21年度（行情）答申第84号、平成21年度（行情）答申第100号、平成21年度（行情）答申第280号、平成21年度（行情）答申第457号、平成21年度（行情）答申第470号、平成21年度（行情）答申第488号及び平成21年度（独情）答申第22号

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成21年度に43件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、39件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、3件（注）である。

- (注) 平成21年度（行情）答申第158号、平成21年度（行情）答申第435号及び平成21年度（行情）答申第546号

5-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成21年度に46件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、33件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、2件（注）である。

(注) 平成21年度(行情)答申第304号及び平成21年度(行情)答申第476号

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成21年度に1件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問を含め、4件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

5-5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成21年度に29件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問を含め、21件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、2件(注)である。

(注) 平成21年度(行情)答申第554号及び平成21年度(行情)答申第557号

5-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成21年度に受け付けた諮問はなく、平成20年度以前の諮問で、1件について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申は、妥当でないとされたものではない。

6 インカメラ

平成21年度の答申(712件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは491件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成21年度の答申(712件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成21年度の諮問件数は179件、答申件数は137件、未済件数は166件となっている。

なお、平成17年度からの総諮問件数は887件、総答申件数は689件となっている。

○個人情報保護関連

[平成21年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	153	105	2
独立行政法人等	26	32	1
累 計	179	137	3

<行政機関>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	134	92	1
訂正請求関連	18	11	1
利用停止請求関連	1	2	0
累 計	153	105	2

<独立行政法人等>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	21	25	1
訂正請求関連	2	6	0
利用停止請求関連	3	1	0
累 計	26	32	1

[平成17年度～平成21年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (平成21年度末)
行政機関	713	544	27	142
独立行政法人等	174	145	5	24
累 計	887	689	32	166

2 答申結果の分類

平成21年度に出された答申件数（137件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、45件（32.8%）である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	9（6.6%）
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	36（26.3%）
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	92（67.2%）

3 平均処理期間・審議回数

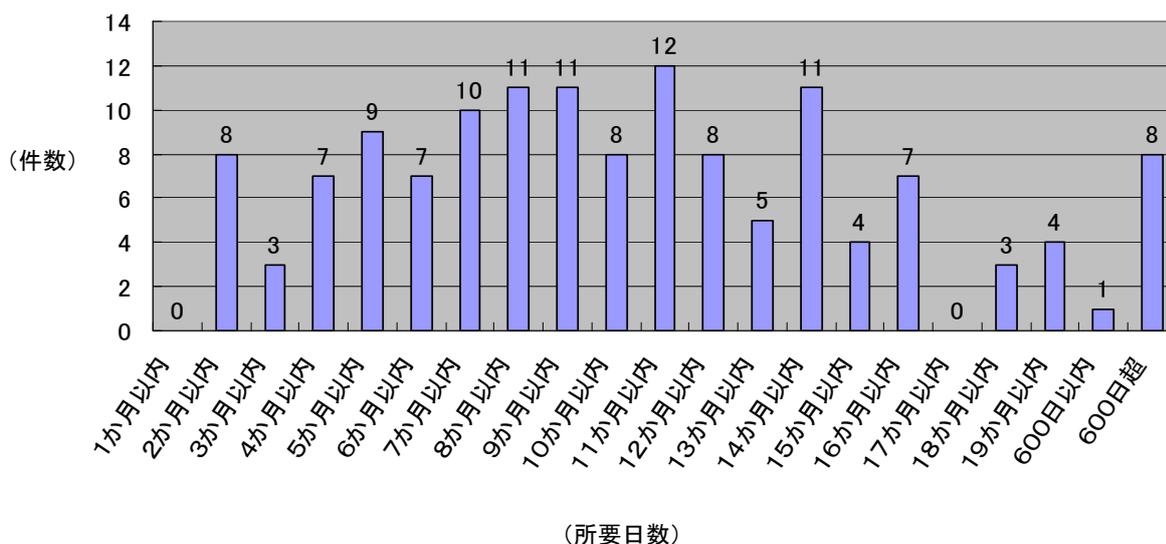
平成21年度の答申（137件）について、平均処理期間は299.6日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では32日で処理が終了しており（平成21年度（独個）答申第17号）、最長の事件では795日かかっている（平成21年度（独個）答申第31号）。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、10か月超11か月以内で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（%）
1か月以内	0	0.0
2か月以内	8	5.8
3か月以内	3	2.2
4か月以内	7	5.1
5か月以内	9	6.6
6か月以内	7	5.1
7か月以内	10	7.3
8か月以内	11	8.0
9か月以内	11	8.0
10か月以内	8	5.8
11か月以内	12	8.8
12か月以内	8	5.8
13か月以内	5	3.6
14か月以内	11	8.0
15か月以内	4	2.9
16か月以内	7	5.1
17か月以内	0	0.0
18か月以内	3	2.2
19か月以内	4	2.9
600日以内	1	0.7
600日超	8	5.8

（注）1か月＝30日として集計

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成21年度の答申（137件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは11件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。
2 部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成21年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の12.8%と最も多く、次に保有個人情報の特定を争う事件が全体の6.7%と多い。

(単位：件，%)

区分	諮問		答申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	23	12.8	17	1
存否応答拒否事件	4	2.2	2	0
保有個人情報の特定を争う事件	12	6.7	8	1
適用除外事件	4	2.2	1	0
逆FOIA事件	0	0.0	0	0
保有個人情報非該当事件	2	1.1	4	1

5-1 不存在事件

不存在事件については、平成21年度では23件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、17件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成21年度（行個）答申第24号）である。

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成21年度に4件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、2件について答申を出している。

この存否応答拒否に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

5-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成21年度に12件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、8件について答申が出されている。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成21年度（独個）答申第25号）である。

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成21年度に4件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問で、1件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申は、妥当でないとされたものではない。

5-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成21年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

5-6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成21年度に2件の諮問を受け、平成20年度以前の諮問も含め、4件の答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成21年度（行個）答申第76号）である。

6 インカメラ

平成21年度の答申（137件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは90件となっている。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成21年度の答申（137件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注） ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理して提出している場合がある。

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成21年度の答申を整理すると、83件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（29件）が最も多く、続いて、情報提供に関する付言（18件）、文書管理に関する付言（15件）、開示決定時等の理由の提示に関する付言及び審査会への対応についての付言（それぞれ7件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

(注) 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（29）

- ・ 本件において、異議申立てから諮問までに約2年1か月を経過しており、異議申立てから諮問までの期間については、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難い側面があることは否めず、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する異議申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。（平成21年度（行情）答申第17号）
- ・ 開示決定等について不服申立てがあったときは、法18条において、原則として当審査会に諮問しなければならないとされており、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せにおいて、「各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。」こととされ、諮問までは、「特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」とされており、本件において、諮問までに2年半を要する特段の事情があったとは認められず、諮問庁は、速やかに当審査会へ諮問すべきであった。今後、的確な事務処理の進行管理を徹底すべきである。（平成21年度（行個）答申第549号）

など

2) 情報提供について付言したもの（18）

- ・ 諮問庁は、本件は、そもそも行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求について教示すべき事案であったと説明していることから、今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。（平成21年度（行情）答申第62号）

- ・ 本件開示請求においては、処分庁は開示請求の趣旨をくみ取り、存否応答拒否とにならないよう、可能な限り特定の個人名や会社名の記載を避けた開示請求をすべきことなど、開示請求者に十分な教示を行う必要があったと考えられ、今後、開示請求に係る事務手続において、適切に対応することが望まれる。（平成21年度（行情）答申第502号）

など

3) 文書管理について付言したもの（15）

- ・ 本件のごとき事例は、平素より、自らの組織が保有する文書の存否確認及び保存期間到来後の文書の取扱い等に関し細心の注意を払っていれば未然に防止できた可能性が高く、そうした日常の文書管理業務の結果として特定の文書ファイルが存在しないことが判明したのであれば、その時点で速やかに当該ファイルを行政文書ファイル管理簿から抹消する等必要な措置を講じておくべきであった。本件において実際に保有している文書ファイルと管理簿の記載事項が異なっていたことは、文書管理の適切さを欠くものと言わざるを得ない。（平成21年度（行情）答申第466号）
- ・ 当審査会からインカメラ文書の提示を求められたことを契機として、本件対象文書の一部の不存在が発覚し、不開示理由を変更したことは、諮問庁における行政文書の管理が極めてずさんであると言わざるを得ず、今後諮問庁においては、行政文書の管理の適正化に真剣に取り組むことが望まれる。（平成21年度（行情）答申第623号）

など

4) 開示決定時等の理由の提示について付言したもの（7）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「当省では該当する文書を保有していないため、不開示（不存在）としました」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては、今後の対応においては上記の点につき、留意すべきである。（平成21年度（行情）答申第470号）

- ・ 原処分の不開示決定通知書の「不開示とした理由」には、存否応答拒否における具体的な不開示事由等が明確に記載されておらず、本件不開示決定に係る理由付記は、適切を欠くものであったと言わざるを得ない。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な対応をすることが望まれる。（平成21年度（独情）答申第27号）

など

5) 審査会への対応について付言したもの(7)

- ・ 政府情報開示請求権は、その性質上、迅速に実現される必要があることから、諮問庁においては、今後、仮に同種案件の諮問を行う場合には、当審査会として迅速かつ適切な調査審議及び判断ができるよう、より詳細な情報を速やかに提供することが望まれる。(平成21年度(行情)答申第359号ないし第371号)
- ・ 本件対象文書の当審査会への提示には、諮問から長期間を要しており、この諮問庁の対応は情報公開制度の趣旨に則した真しな取組に欠けるものであったというほかない。(平成21年度(行情)答申第579号)

など

6) 文書等の特定について付言したもの(6)

- ・ 過去に同様の請求を受けた際に開示した文書と重複する請求を再度受けた場合でも、その都度文書を特定し開示する必要があることから、前述の処分1は不適切であると言わざるを得ず、今後、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確に行うことが求められる。(平成21年度(行情)答申第204号)

など

7) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(6)

- ・ 処分庁は、開示請求を受理してから、法10条1項に規定する開示決定等の期限を過ぎ、約2年1か月後に不開示決定を行っているが、この処理期限に関して、同条2項に基づく期限延長の通知を行っていない。

この通知の欠如は、法の規定に反した不適切な措置であったと認められるほか、このように長期間にわたり原処分を行わなかったことが文書の亡失という危険性を高めた可能性があることにかんがみれば、今後は、法の制度趣旨を十分に理解した上での迅速かつ適切な対応が望まれる。(平成21年度(行情)答申第466号)

など

8) 開示・不開示の判断について付言したもの(4)

- ・ 処分庁は、原処分において、審査請求人の氏名、住所及び印影並びに事業者の担当者名といった個人識別性を有する情報を開示している。また、諮問庁は、本件は、そもそも行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求について教示すべき事案であったと説明している。

このように原処分は、情報公開・個人情報保護制度の趣旨に背ちするものであって、審査請求人及び当該特定個人等の処分庁に対する信頼を損なうものであり、諮問庁においては、今後このような不適正な運用が生ずることのないよう処分庁への

助言及び指導を徹底するなど、適切な措置を講じることが望まれる。（平成21年度（行情）答申第61号）

など

9) 開示決定等における対象文書（保有個人情報）の表記について付言したもの（4）

- ・ 原処分において特定した文書名を不開示決定通知書に明示していなかったことは、後に補充理由説明書等で説明したとしても、法9条2項の趣旨に照らして適切であるとは言えず、今後は、対象文書の特定の趣旨を十分に踏まえた上での適切な処理が望まれる。（平成21年度（行情）答申第622号）
- ・ 本件開示決定通知書には、開示を求める保有個人情報の記載はあるものの、特定した保有個人情報の記載がされていないことが認められる。このような処分庁の事務処理は、法の適正な運用を十分に行ったとは言えず、遺憾である。今後においては、開示決定通知書に開示する保有個人情報を明記することを徹底し、事務処理の適正化を十分に図ることが望まれる。（平成21年度（独個）答申第7号）

など

10) 開示の実施手続について付言したもの（2）

- ・ 開示実施したDVDは不開示部分を単純に削除したものを開示しているところ、本件においては異議申立人が不開示部分を特定することが必ずしも容易でない方法でDVDを開示した結果となっており、適当とは言えない。

DVDについては、オリジナルのDVDの不開示部分を単純に削除するにとどめると、開示請求者は不開示部分を容易には特定できないことになることから、今後、開示決定に係るDVDの写しを作成する際には、不開示部分が容易に判別できる方法を工夫するなど適切に処理することが望まれる。（平成21年度（行情）答申第603号）

など

11) 補正に関する対応について付言したもの（1）

- ・ 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、当該請求書自体に処分庁の担当職員による記載の加除等が施されており、これをもって諮問庁が本件法人文書開示請求書の補正と称していること、すなわち、本件「補正」は、異議申立人本人ではなく、処分庁の担当職員が行ったことが、また、開示請求手数料は、当該「補正」による開示請求文書の件数を基に算定されていることが認められ、異議申立人も、本件開示請求書につき、処分庁が不適切な補正及び開示請求手数料の請求を行ったとしている。

このような処分庁の対応は、本件につき、補正の手続及びその内容を不明確にするとともに、開示請求文書に該当しない文書に対する開示請求手数料を請求しこれ

を納付させたものであって、適正を欠くと言わざるを得ず、遺憾である。今後においては、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図ることを望むものである。
(平成21年度(独情)答申第20号)

12) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(1)

- ・ 本件再開示決定に係る通知書の「1 開示する保有個人情報」欄に、開示する保有個人情報の名称及び開示されない保有個人情報の名称とその不開示とした理由が合わせて記載されており、このような記載は、通知を受ける者には分かりにくいので、開示決定等の通知に当たっては、開示するものと不開示とするものとを明確に区分して記載すべきであり、処分庁においては、決定の内容が誤解を招かないように記載するよう努めるべきである。(平成21年度(独個)答申第23号)

【参考】平成21年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(29)	平成21年度(行情)答申第1号 平成21年度(行情)答申第5号及び第6号 平成21年度(行情)答申第11号 平成21年度(行情)答申第17号 平成21年度(行情)答申第23号 平成21年度(行情)答申第35号 平成21年度(行情)答申第49号 平成21年度(行情)答申第149号 平成21年度(行情)答申第151号 平成21年度(行情)答申第152号 平成21年度(行情)答申第157号 平成21年度(行情)答申第308号 平成21年度(行情)答申第309号 平成21年度(行情)答申第338号 平成21年度(行情)答申第372号 平成21年度(行情)答申第448号 平成21年度(行情)答申第449号 平成21年度(行情)答申第465号 平成21年度(行情)答申第466号 平成21年度(行情)答申第467号 平成21年度(行情)答申第549号 平成21年度(行情)答申第579号 平成21年度(行情)答申第593号 平成21年度(行情)答申第651号 平成21年度(行情)答申第652号 平成21年度(行情)答申第653号 平成21年度(行情)答申第654号 平成21年度(行個)答申第91号 平成21年度(行個)答申第96号
2) 情報提供について付言したもの(18)	平成21年度(行情)答申第62号 平成21年度(行情)答申第63号 平成21年度(行情)答申第90号 平成21年度(行情)答申第91号 平成21年度(行情)答申第92号 平成21年度(行情)答申第93号

	平成21年度（行情）答申第470号 平成21年度（行情）答申第473号 平成21年度（行情）答申第497号 平成21年度（行情）答申第502号 平成21年度（行情）答申第583号 平成21年度（行情）答申第585号 平成21年度（独情）答申第38号 平成21年度（行個）答申第38号 平成21年度（行個）答申第39号 平成21年度（行個）答申第59号 平成21年度（行個）答申第105号 平成21年度（独個）答申第25号
3) 文書管理について付言したもの(15)	平成21年度（行情）答申第17号 平成21年度（行情）答申第49号 平成21年度（行情）答申第100号 平成21年度（行情）答申第174号 平成21年度（行情）答申第278号 平成21年度（行情）答申第288号 平成21年度（行情）答申第333号ないし第336号 平成21年度（行情）答申第338号 平成21年度（行情）答申第466号 平成21年度（行情）答申第467号 平成21年度（行情）答申第522号 平成21年度（行情）答申第538号 平成21年度（行情）答申第623号 平成21年度（行個）答申第101号 平成21年度（行個）答申第105号
4) 開示決定時等の理由の提示について付言したもの(7)	平成21年度（行情）答申第468号 平成21年度（行情）答申第470号 平成21年度（行情）答申第488号 平成21年度（独情）答申第25号 平成21年度（独情）答申第27号 平成21年度（独情）答申第37号 平成21年度（行個）答申第90号
5) 審査会への対応について付言したもの(7)	平成21年度（行情）答申第26号 平成21年度（行情）答申第27号 平成21年度（行情）答申第359号ないし第371号

	平成21年度（行情）答申第579号 平成21年度（行情）答申第624号ないし第626号 平成21年度（行情）答申第627号，第628号及び第630号 平成21年度（行情）答申第631号，第633号及び第637号
6) 文書等の特定について付言したもの（6）	平成21年度（行情）答申第26号 平成21年度（行情）答申第27号 平成21年度（行情）答申第149号 平成21年度（行情）答申第204号 平成21年度（行情）答申第434号 平成21年度（行情）答申第541号
7) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（6）	平成21年度（行情）答申第26号 平成21年度（行情）答申第27号 平成21年度（行情）答申第466号 平成21年度（行情）答申第538号 平成21年度（行情）答申第593号 平成21年度（行情）答申第656号
8) 開示・不開示の判断について付言したもの（4）	平成21年度（行情）答申第61号 平成21年度（行情）答申第586号 平成21年度（独情）答申第45号 平成21年度（独情）答申第48号
9) 開示決定等における対象文書（保有個人情報）の表記について付言したもの（4）	平成21年度（行情）答申第331号 平成21年度（行情）答申第381号 平成21年度（行情）答申第622号 平成21年度（独個）答申第7号
10) 開示の実施手続について付言したもの（2）	平成21年度（行情）答申第434号 平成21年度（行情）答申第603号
11) 補正に関する対応について付言したもの（1）	平成21年度（独情）答申第20号
12) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（1）	平成21年度（独個）答申第23号

(注) 平成21年度（行情）答申第17号，平成21年度（行情）答申第26号，平成21年度（行情）答申第27号，平成21年度（行情）答申第49号，平成21年度（行情）答申第149号，平成21年度（行情）答申第338号，平成21年度（行情）答申第434号，平成21年度（行情）答申第466号，平成21年度（行情）答申第467号，平成21年度（行情）答申第470号，平成21年度（行情）答申第538号，平成21年度（行情）答申第579号，平成21年度（行情）答申第593号及び平成21年度（行個）答申第105号においては，複数の項目にわたって

付言している。